

## 固定資産税のお知らせ

### 令和5年度土地・家屋価格等の縦覧

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地・家屋の価格を縦覧し、自己の土地・家屋の価格と比較することができます。

日4月3日(月)～5月31日(水)(土・日曜日、祝日を除く)  
**縦覧できる人** 納税者、納税者の同居の親族、委任状を持参した代理人

持 運転免許証、健康保険証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証)

費 無料

### 固定資産税課税台帳の閲覧

所有資産に関する令和5年度の価格等の閲覧ができます。

日4月3日(月)から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
**閲覧できる人** 納税義務者、納税義務者の同居の親族、委任状を持参した代理人、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人など

持 運転免許証、健康保険証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証。また、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人の場合は、このほかに

賃借契約書や登記事項証明など)

費 閲覧1件200円(4月3日(月)～5月31日(水)は無料)

### 納税通知書の送付先

固定資産税の納税通知書は、原則として1月1日に所有者として登記されている人の住所、所在地へ毎年5月上旬に送付しています。

納税通知書を受領する人の住所が変更となる場合は、課税課へ届出が必要です。

・市内に住民登録のない人が、法務局で住所変更の手続きをせずに引越す場合

・出国する場合

・住民登録地とは異なる場所へ送付を希望する場合

### 未登記家屋の届出

法務局に登録されていない家屋(未登記家屋)について、次の場合は届出が必要です。

・未登記家屋を新築・増築した場合や取り壊した場合

・売買、相続、贈与などにより未登記家屋の所有者が変わった場合

### ■共通事項

課税課 ☎21-1444 ☎23-2238

## 各種届出は期限内に

	期間	必要なもの
転入届	市内に住み始めた日から14日以内	転出証明書(※)、届出人本人を確認できるもの
転居届	転居した日から14日以内	届出人本人を確認できるもの
世帯変更届	変更した日から14日以内	届出人本人を確認できるもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	出生届、印鑑、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	死亡届、印鑑

※マイナンバーカードによる特例転出をした人は不要。

### 届出の際の持ち物(お持ちの人)

マイナンバーカード、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険受給資格証明書、こども医療費受給資格証

### 新型コロナウイルス感染症の影響で届出期間を超過してしまう場合

事前に市民課へご相談ください。ただし、届出が遅れる場合、マイナンバーカードをお持ちの人や、行政サービス等を受けている人(児童手当、小・中学校の転校、保育園・幼稚園関係、各種健康保険、介護保険、福祉サービスなど)は、各行政サービスへの影響がある場合がありますので、あらかじめ担当課へご確認ください。

### 届出・請求時の本人確認

第三者によるなりすまし等の不正な手続きを防止するため、転入等の届出や婚姻等の戸籍届出、住民票や戸籍などの各種証明書の交付請求時には、その届出書や請求書を持参した人の本人確認を行います。

受付時の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証などの提示にご協力ください。

届出・問合せ 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234

## 「引越しワンストップサービス」が始まりました

マイナンバーカードを利用して引越しの手続きを行うサービスが2月6日(月)から始まりました。このサービスでは以下の手続きを行うことができます。

・東松山市から他市区町村への転出手続き及び転入先市区町村への転入予約

・市内から市内の別住所へ転居を行う転居予約

※住所の転出手続きはサービスを利用することで市民課窓口に来庁する必要はありませんが、他課で来庁が必要な手続きがあります。

持 マイナンバーカードを持っていて、日本国内で住所を引越す人

利用方法 マイナンバーカードを使ってマイナポータルから申請

※マイナポータルを使用するにはカード読み取り機能があるスマートフォン等が必要です。

※申請時にマイナンバーカードの暗証番号が必要です。また、マイナンバーカードに署名用電子証明書(6～16桁の暗証番号)が発行されている必要があります。

市民課 ☎21-1402 ☎23-2234



市HP



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

## 旅券法令が変わります

3月27日(月)以降、一般旅券(パスポート)の発給申請等が変更します。

### 旅券申請に必要な戸籍

改正前 戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれか

改正後 戸籍謄本のみ(戸籍抄本では申請できません)

### 氏名等旅券の記載事項の変更又は査証欄(ビザページ)の余白がなくなった場合

有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」の発給申請又は新たな旅券(5年又は10年の有効期間)の発給申請が必要です。※査証欄の追加の申請(増補申請)は廃止されます。

### 旅券が未交付で失効し、再度発給申請する際の手数料

旅券は発行から6か月以内に受領しない場合、失効します。旅券が未交付で失効した後、5年以内に再度発給を申請する際には、手数料が通常より高くなりますのでご注意ください。

### 申請書の変更

3月27日(月)以降、古い様式の申請書は使用できません。

市民課(パスポートセンター)

☎63-5000

☎23-2234



## 3月1日(水)～7日(火)は春の全国火災予防運動

### 全国统一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

### 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

(4つの習慣)

- 1 寝たばこは、絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使う時は火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

(6つの対策)

- 1 火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

### 備えよう住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は10年を目安に交換をおすすめします。

### 防火ポスターを展示します

日3月1日(水)～7日(火)午前9時30分～午後7時

場 市立図書館1階児童コーナー

内 火災予防をテーマに描いた小学4年生の入選作品を展示



春の火災  
予防運動

比企広域消防本部予防課 ☎23-2268 ☎22-3905